

企画競争実施の公示

令和 8 年 6 月 19 日

近畿地方整備局滋賀国道事務所長
田崎 祥二

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 R8 日本風景街道近畿 PR 動画作成業務
- (2) 業務内容 本業務は、近畿風景街道の取り組みについて、認知や活動拡大の支援を目的に広報ツールとしての簡易動画を作成するものである。
- (3) 履行期限 令和 9 年 1 月 31 日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 技術者等に関する要件
配置予定技術者(以下「主たる担当者」という。)については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成 28 年度以降に完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において 1 件以上の実績を有すること。
同種業務：国の機関、都道府県、市町村が発注した道路事業の広報用動画を作成した業務
類似業務：国の機関、都道府県、市町村が発注した公共事業の広報用動画を作成した業務
- (5) 業務執行体制に関する要件
他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由(企業の特徴等)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。主たる部分については総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等および業務内容に関する技術的判断とする。
- (6) 業務実績に関する要件
下記に示される同種又は類似業務等について、平成 28 年度以降に完了した業務(再委託による業務実績は含まない)において 1 件以上の実績を有すること。

同種業務：国の機関、都道府県、市町村が発注した道路事業の広報用動画を作成した業務

類似業務：国の機関、都道府県、市町村が発注した公共事業の広報用動画を作成した業務

(7) 情報管理体制に関する案件

本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、見積書の提出期限までにその同意を得ていること。

(8) その他近畿地方整備局滋賀国道事務所が必要と認める要件

近畿地方整備局管内に本店、支店・営業所等があること。

(9) 滋賀国道事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(10) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒520-0803 滋賀県大津市竜が丘4番5号

近畿地方整備局滋賀国道事務所 経理課 専門職

電話077-523-1742 E-mail kkr-ekimu-32@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年6月19日から令和8年7月1日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時から16時まで（交付最終日は12時まで）

場所：3.(1)に同じ。

方法：原則として電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「R8 日本風景街道近畿 PR 動画作成業務」を記載すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和8年7月1日12時

場所：3.(1)に同じ。

方法：原則として電子メールにより企画提案書を添付し提出すること。なお、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

また、電子メールの件名に「R8 日本風景街道近畿 PR 動画作成業務」を記載し、着信を確認すること。

- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局

滋賀国道事務所長 田崎 祥二 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙をく kkk-ekimu-32@gxb.mlit.go.jp までメールで送付してください。

件 名： 業務名 _____

会 社 名： _____

担当者氏名： _____

電 話 番 号： _____

メールアドレス： _____

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 令和 年 月 日 _____